

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

〔 令和 7 年 2 月 1 8 日
閣 議 決 定 〕

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）においては、2050年ネット・ゼロ実現を目指すことを基本理念として法定化し、全ての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策の推進を図ることが求められている。「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）においては、2050年目標と統合的で野心的な目標として、我が国は、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしている。また、世界全体での1.5℃目標と統合的¹で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととしている。

2022年からは、こうした目標の達成を含め、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーントランスフォーメーション（GX）を進めており、今般、「GX2040ビジョン」（令和7年2月18日閣議決定）を策定した。

政府は、通常のエconomic活動の主体として国民経済に占める役割が極めて大きく、こうした我が国の野心的な目標の達成に向け、地方公共団体、事業者及び国民の自主的かつ積極的な措置を求めるためにも、政府自らがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のための措置を率先して実行することの意義は大きい。

政府としては、庁舎等において省エネルギー対策を従来以上に徹底するとともに、太陽光発電の庁舎等への導入を始めとした再生可能エネルギーの活用についても、継続的に、最大限取り組んでいくことが不可欠である。また、ペロブスカイト太陽電池を活用し、従来型の太陽電池では設置が困難であった耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入を進めていくなど、率先実行することが重要である。くわえて、取組を更に加速させるため、再生可能エネルギー等の脱炭素電源の優先的な調達、GX価値を有する製品²（以下「GX製品」という。）に関する市場形成に寄与する政府による率先調達等も重要となる。

¹ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書統合報告書において示されている、オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃（>50%）に抑える経路と統合的である。

² ここでは、企業の脱炭素投資によって生み出された製品単位の温室効果ガス排出削減量（自社内の排出量を削減した製品単位の排出削減量（削減実績量）や、自社の製品・サービスを通じて原材料調達から製造、使用、廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体で排出削減された製品単位の排出削減量（削減貢献量））のより大きいもの、ライフサイクル全体を通しての温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント）のより小さいものについての価値に着目し、これらを総称することとする。

こうした認識の下、我が国の温室効果ガス削減目標を踏まえ、地球温暖化対策推進法第20条第1項に基づき「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）を以下のとおり策定する。

政府関係機関及び関係団体、地方公共団体等においてもこの計画の趣旨を踏まえた率先的な取組が行われることを期待し、本計画の周知を図るとともに、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行い、必要な支援、助言に努めるものとする。

第一 政府実行計画の対象となる事務及び事業

政府実行計画の対象となる事務及び事業は、原則として、政府の各行政機関（以下「各府省庁」という。）が行う全ての事務及び事業とする。³

第二 政府実行計画の期間等

政府実行計画は、当該計画の閣議決定日から2040年度までの期間を対象とするものとする。

第三 政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標

2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とし、目標に向けて政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施していく。

この目標は、各府省庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

なお、政府の船舶・航空機の使用に伴う排出については、温室効果ガスの排出量を左右する出動回数や距離等を制御することが治安維持や監視取締りといった事業の特性上困難であり、設備更新時の効率改善を除いて抜本的な削減が現時点では困難であることから、また、福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、災害への対応であり、処理される廃棄物の量や性状を制御することが困難であることから、2030年度までは上記の削減目標の対象外とする。

これらの活動からの排出量削減に向けては、まずは実行可能な削減対策に率先して取り組むとともに、排出量の把握を行い取組の進捗状況を点検することとする。

なお、2030年度以降については、事業の特性や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、対象外としている分野についても、適切な時期に温室効果ガスの排出量の削減目標を設定することとする。

第四 措置の内容

1 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

³ 自衛隊の防衛装備品及び海上保安庁の船舶・航空機の運用に伴う排出については、国の安全の確保に直結する特殊な事業であることを踏まえ、政府実行計画の対象外とする。

政府が保有する建築物及び土地について、太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。また、地方公共団体等が保有する施設についても取組が進むよう、各府省庁において必要な支援や助言に努める。

(1) 太陽光発電の最大限の導入

地方支分部局を含め政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。その際、PPAモデル⁴の活用も検討する。

なお、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

ア 政府が新築する庁舎等の建築物における整備

政府が新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 政府が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

政府が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き⁵、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ 整備計画の策定

各府省庁は、これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、政府が保有する建築物等への導入を率先して進める。また、具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討していく。

⁴ PPAモデル：事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、需要家が発電した電気を設置した事業者から購入し、電気使用料を事業者に支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではないことに留意が必要。

⁵ 早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を積極的に導入する。

また、地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱、積雪地域に無尽蔵に存在する雪氷熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日建設省告示第2379号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年5月27日国土交通省告示第551号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）等の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。⁶また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。
- ③ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築及び大規模改修時においては、建築物省エネ法に定める省エネルギー基準に適合するよう、省エネルギー性能向上のための措置を講ずるものとする。
- ④ 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。
- ⑤ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減するため、常時監視システムの率先的な導入に努

⁶ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義している。

める。

- ⑥ 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理⁷を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。
- ⑦ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。
- ⑧ 温室効果ガスの更なる削減に向けて、燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組を進めていく必要がある。燃料使用量削減に資する省エネルギー等の取組を進めるとともに、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化や、カーボンニュートラルな燃料へ転換すること等の取組を進める。
- ⑨ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑩ 各府省庁において、大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期を踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し、実施する。その際、E S C O⁸の活用を検討する。
- ⑪ エネルギー管理の徹底を図るため、各府省庁において、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。効率的な運用改善の取組を促進するため、BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータ及び活用結果を各府省庁のホームページにおいて公表する等、情報公開を図る。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。
 - ア 温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。
 - イ 建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。
 - ウ 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
 - エ H F C を使用しない断熱材の利用を促進する。
 - オ 業務用エアコンの冷媒に用いられている H F C について、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時に H F C を適切に回収する。
 - カ 建設廃棄物の抑制を図る。
 - キ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に

⁷ 人事院規則 10－4（職員の保健及び安全保持）（昭和 48 年人事院規則 10－4）及び事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）において、執務室の気温等に関する基準が示されていることに留意が必要。

⁸ 事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業。

関する法律に基づき、庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。

② 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図る。

③ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

(3) 新しい技術の率先的導入など2050年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合には、共同調達の実施や、シェアリング・サブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

(1) 電動車の導入

政府の公用車については、代替可能な電動車⁹がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

① 2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。なお、この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

⁹ 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

- ② 2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮¹⁰しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) GX製品の率先調達

GX製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、政府の事務及び事業における率先調達に取り組む。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 中央官庁及び地方支分部局等において、通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース製品及びリユース可能な製品並びにリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、審議会等資料の電子

¹⁰ DX や GX の進展による電力需要増加が見込まれる中、十分な脱炭素電源が確保できなかったが故に国内においてデータセンターや半導体工場などの投資機会が失われ、我が国の経済成長や産業競争力強化の機会が失われることは厳に避ける必要がある。こうした状況を前提に、政府において電力調達を進める。

媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

オ 再生紙等の使用等

古紙パルプ配合率のより高いコピー用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等については再生紙や、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。

カ 合法木材、再生品等の活用

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- ① 庁舎内の自動販売機の省エネルギー化を行い、HFCを使用しない機器及び調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。
- ② コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

ク フロン類の排出の抑制

- ① 業務用ヒートポンプ給湯器、コンビニエンスストアなどの庁舎内の売店における冷凍・冷蔵ショーケース、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低GWP冷媒を使用する製品を率先して導入する。
- ② 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、コンビニエンスストアなどの庁舎内のテナントを含めて冷媒にHFCを使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。
- ③ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて1年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000t（CO₂換算）を超えてしまった場合には事業所管大臣（当該機関の属する府省の長たる大臣）に報告をする。
- ④ 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム（RAMS）を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
- ⑤ 冷媒にHFCを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準にのっとり冷媒回収を徹底する。
- ⑥ 庁舎や研修施設などにおいて、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとり適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入す

る小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（ SF_6 ）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていた SF_6 について、回収・破壊等を行うよう努める。

コ CO_2 吸収型コンクリートの活用

CO_2 吸収型コンクリートについて、政府として率先調達に努める。

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

ア 庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年環境省告示第49号）等にとり3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の徹底を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進する。

イ 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にとり、政府として率先して排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。

ウ 特に、会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）にとり、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

エ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。

オ 食べ残し、食品^{ざんし}残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

(2) 森林の整備・保全の推進

対象となる森林について、適切な森林の整備や管理・保全等を実施し、中長期的な森林吸収量の確保を図る。

(3) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

政府が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、廃棄物の分別、

減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。また、政府が後援等をする民間のイベントにおいても、これらの取組が行われるよう促す。

(4) 政府の事務・事業における Scope 3 排出量¹¹への配慮

政府の事務及び事業において、Scope 3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

5 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

(3) 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）¹²を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

6 各府省庁の実施計画の策定等

- (1) 各府省庁は、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定する。
- (2) 各府省庁が策定する実施計画は、政府実行計画の閣議決定日から2040年度までを目標期間とする。また、第四の1の(1)、第四の2の(1)②、第四の3の(1)、(2)、(3)に定める取組を始め、府省庁ごとの削減目標の達成に必要な取組を盛り込むこととする。くわえて、第四の1の(1)、第四の2の(1)②、第四の3の(1)、(2)、(3)に定める政府全体の目標を踏まえ、個別の対策の目標を府省庁ごとに設定することとする。この際、組織・施設ごとに温室効果ガスの排出削減計画を盛り込むこととする。
- (3) 実施計画において、策定及び評価・点検を行う部局を明確化するとともに、PDCAサイクルを導入する。また、点検結果の公表に当たっては、組織の大幅改編等の要

¹¹ 直接排出量（Scope 1）、エネルギー起源間接排出量（Scope 2）以外の組織のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出量。

¹² 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容、ライフスタイル転換を後押しするための国民運動。

因分析も併せて公表することとする。さらに、各府省庁の担当部局間で省CO₂化の経験やノウハウ・技術を共有する。

- (4) 各府省庁は、(2)に掲げた取組やその他の取組の徹底を目標とすることによって、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入することを通じ社会全体への普及をけん引する役割を果たす。このため、2013年度を基準として、政府全体で温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを踏まえ、当該年度の削減目標を府省庁ごとに設定することとする。各府省庁が設定した目標については、政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを、地球温暖化対策推進本部幹事会において確認する。
- (5) これらの目標は、政府実行計画の見直し、各府省庁の取組の進捗状況及び温室効果ガスの排出量の状況、削減技術の進展等を踏まえ、必要に応じ適切に見直すこととする。
- (6) 各府省庁は、各府省庁の実施計画に基づき、コストの抑制や予算の重点化を図りつつ、効果的に取組を実施し、各府省庁の実施計画の目標の達成、ひいては、政府実行計画の目標の達成に最大限努力するものとする。
- (7) 各府省庁は、「デコ活」の推進の一環として、デコ活宣言を実施するものとする。

7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

各府省庁は、所管する独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組については、8(1)の実施状況の点検を通じて点検を行い、点検結果を取りまとめるものとする。

8 政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- (1) 各府省庁は、毎年度、政府実行計画及び各府省庁の実施計画の進捗状況を厳格に、かつ定量的に点検し、目標達成の蓋然性の向上に努めるものとする。環境省は、点検結果を取りまとめ、各府省庁の参加の下で中央環境審議会の意見を聞いて、その意見と併せて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。
- (2) 透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの政府実行計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行うほか、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。その際、中央官庁庁舎の単位当たりの温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量をベンチマーク指標として参照する。

- (3) 点検に当たっては、調整後排出係数を用いて算定された温室効果ガスの総排出量を公表するものとする。また、本計画において定める温室効果ガスの総排出量の削減目標の達成は、調整後排出係数を用いて算定した総排出量を用いて評価することができるものとする。
- (4) 政府実行計画を効果的に実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等については、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定する。
- (5) 政府実行計画は、点検結果又は地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。